



2 墨総総第 1 1 2 2 号
令和 2 年 1 1 月 2 0 日

墨田区特別職給料等及び
政務活動費審議会会長 様

墨田区長
山 本



区議会議員、区長、副区長及び教育長の期末手当の額に関する条例の区議会
提出について

区議会議員、区長、副区長及び教育長の期末手当の額について、裏面のとお
り改定する条例を区議会に提出したいので、墨田区特別職給料等及び政務活動
費審議会条例第 2 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

1 期末手当の改定

(1) 令和2年12月に支給する期末手当の額

ア 区議会議員の期末手当

議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額（以下「議員期末算定基礎額」という。）に100分の169.5を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

イ 区長、副区長及び教育長の期末手当

給料月額及び地域手当の月額の合計額、給料月額及び地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額（以下「区長等期末算定基礎額」という。）に100分の169.5を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める支給割合を乗じて得た額とする。

(2) 令和3年度以後における3月、6月及び12月に支給する期末手当の額

ア 区議会議員の期末手当

議員期末算定基礎額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の171.5を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

イ 区長、副区長及び教育長の期末手当

区長等期末算定基礎額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の171.5を乗じて得た額に、在職期間に応じて定める支給割合を乗じて得た額とする。